

第13章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

第1節 本制度の概要

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。